

議案第 76 号

八幡浜市保内地区町並み見学用駐車場設置条例の一部を改正する条例の  
制定について

標記条例を次のように制定する。

令和元年 12 月 3 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市保内地区町並み見学用駐車場設置条例の一部を改正する条例

八幡浜市保内地区町並み見学用駐車場設置条例（平成 20 年条例第 9 号）の一  
部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で  
示すように改正する。ただし、改正後の欄に掲げる規定中太枠で囲まれた部分で  
改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加えるものとす  
る。

改正後		改正前	
(名称及び位置) 第 2 条 駐車場等の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第 2 条 駐車場等の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
八幡浜市保内地区町並み見学用 <u>琴平</u> 駐車場	八幡浜市保内町川之石 2 番耕地 <u>8 番地 3</u>	八幡浜市保内地区町並み見学用 <u>駐車場</u>	八幡浜市保内町川之石 2 番耕地 <u>8 番 3</u>
八幡浜市保内地区町並み見学用本町駐車場	八幡浜市保内町川之石 3 番耕地 <u>2 5 番地 1</u>		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

八幡浜市保内地区町並み見学用本町駐車場の新設に伴い、所要の改正を行うため。

